

**新経済連盟主催セミナー**

**情報アクセシビリティを巡る政府の動向**

**2021年12月14日**

**東洋大学名誉教授**

**山田 肇**

# 情報アクセシビリティの法的根拠

# 障害者権利条約の基本精神

- 第一条（目的）
  - この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
- 第三条（一般原則）
  - この条約の原則は、次のとおりとする。
    - a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
    - a) 無差別
    - b) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
    - c) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
    - d) 機会の均等
    - e) 施設及びサービス等の利用の容易さ**
    - f) 男女の平等
    - g) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

# 障害者権利条約に基づく義務

- 第九条 施設及びサービスの利用の容易さ
  - **締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信**（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを**利用する機会を有することを確保するための適切な措置をとる。****
- この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び**障壁を特定し、及び撤廃することを含む**ものとし、特に次の事項について適用する。
  - a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
  - b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

# 障害の社会モデルと障害者権利条約

- 段差を前に止まる車いすの人

- 医学モデルでは「足に障害」
- 社会モデルでは「段差こそ障害」



- 社会の側の障害を除去することで、様々な能力を持つ最も幅広い層の人々が、容易に社会に参加できるようになる

- 障害者権利条約第九条は、障害者が、他の人と同様に、建物、部屋、トイレなどの物理的施設・設備、交通機関、情報通信機器・サービスを利用できることを求めている

- **情報アクセシビリティとは、障害者が、他の人と同じように情報通信機器・サービスを利用できるように、社会の側の障害を除去することである**

# 障害者差別解消法の制定・施行

- 障害者権利条約の下に、障害者基本法
- 障害者基本法の下に、障害者差別解消法
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が2013年に成立し、2016年4月施行
- 第五条 環境の整備
  - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

# 障害者差別解消法（2021年改正）

## 第七条 行政機関等の、第八条 事業者の義務

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、**障害者の権利利益を侵害してはならない。**
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう……**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**
- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、**障害者の権利利益を侵害してはならない。**
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう……**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

# 情報アクセシビリティと共生社会

- 障害者に加え、感覚機能や認知機能が低下しつつある高齢者など、多様な人々が対象になり得る

- 障害者：人口千人当たり身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は33人。国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有している（令和2年度障害者白書）
- 高齢化：2020年9月15日現在で、高齢化率は28.7%。2065年には38.4%の予測
- 在留外国人：2020年6月末で289万人（2.3%）



- 障害の有無、性別、年齢、国籍などを問わず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」（[内閣官房サイトの説明](#)）では、様々な能力をもつ最も幅広い層の人々に対応する情報アクセシビリティは基本的な要件

**米国の場合**

# 法律と訴訟による強制

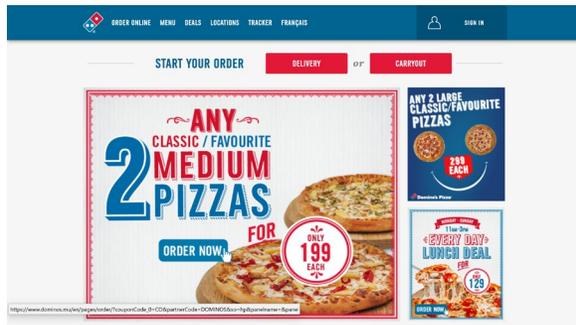
- 米国はすでに民間企業についてもウェブアクセシビリティ対応を義務化（American Disabilities Act : ADA）
- **義務違反に対するADAに基づく訴訟が多発し、提供者は改善するしかない**



- ビヨンセの場合
- 2019年1月に訴訟提起
  - 画像に代替テキストがない
  - リンクを説明するテキストがない
  - ドロップダウンメニューが操作できない
  - キーボードだけでアクセスできない
- **視覚障害者と健常者の別なく与えられる唯一のエンタテインメントは、音楽を聴くことです。原告はビヨンセのコンサートに行き、彼女の音楽を生で聴くことを夢見て、Beyonce.comにアクセスしました。しかし、彼女はサイトが提供するグッズやサービスにたどり着くまでに無数のバリアに阻まれたのです。**

# ドミノピザとハーバード大学

- ドミノピザには2016年に訴訟提起
  - 特注のピザが注文できない
  - オンライン割引が利用できない
- 2019年10月7日に連邦最高裁判所が原告の視覚障害者勝訴の判決
  - ADAは民間企業にも適用され、アクセシビリティに対応するように改善すべきである



- ハーバード大学には2016年に訴訟提起
  - 聴覚障害者はオンライン教材その他のビデオ教材を利用できない（字幕がない）
- 2020年の全米ろう者連盟（NDC）の声明によると
  - **訴訟対象は、誰でも学べる無料の教材Massive Open Online Courses（MOOCs）**
  - 連邦司法省が原告を支持する意見書を提出

# ここまでのまとめ

- 障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法等によって、公共機関での情報アクセシビリティ対応は義務化されつつある
- 2021年通常国会で障害者差別解消法が改正され、事業者にも情報アクセシビリティが実質義務化された
- すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送るのが共生社会である
- 共生社会では、様々な能力をもつ人々に、社会の側から対応する情報アクセシビリティは基本的な要件である

**遅れるウェブサイトへの対応**

# ウェブサイトをフルに活用する情報社会

- ウェブサイトを利用することで社会生活が営まれ、利用しなければ社会参加できない時代
- 例えば、レストラン探し



- 例えば、航空券の予約
- **スマートフォンに読み上げ機能があり、ウェブサイトが読み上げに対応していれば、視覚障害者は情報を取得できる**



# ウェブアクセシビリティの技術基準： 日本産業規格JIS X 8341-3：2016

- JIS X 8341-3は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格
- 2004年に初めて公示された、公式サイト等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準
- 最新版が2016年
- **レベルA（25項目）：絶対に守らなければならない基本的な配慮事項**
  - **画像PDFにテキストでの説明がないのはレベルA違反**
- レベルAA（13項目）：レベルAと共に守れば、大多数の利用者に情報発信できる配慮事項
- レベルAAA（最高レベル23項目）：容易には達成できない項目も含む高度な配慮事項



# 障害者差別解消法：第七条、第八条（再掲）

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう……**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**
- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう……**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

# 実施の負担の軽重

- 富良野市リニューアル業務委託（2021年）の場合
  - JISX8341-3:2016 に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベルA、AA」を満たし、可能な限り「適合レベルAAA」を満たすこと
  - 構築費用上限：7,818,800円（消費税を含む）
- 奈良市（2013年）達成レベルAAを目標。入札額は777万円
- 川崎市（2011年）1万5千ページ以上を対象。実施後のサイトは達成レベルAAに一部準拠。落札金額は5474万円.....
- **ウェブサイトリニューアルの際にアクセシビリティに対応すれば負担は軽く、法が定める「その実施に伴う負担が過重でないときは」は回避できない**

**公共機関への支援：  
みんなの公共サイト運用ガイドライン** (主査：山田 肇)

# ガイドラインの位置付け

- 「**みんなの公共サイト運用ガイドライン**」は、**国及び地方公共団体等公的機関の「ウェブアクセシビリティ」対応を支援するために総務省が作成したガイドライン**
- 公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方等を解説
- 2016年に発行
- 中央省庁とすべての地方公共団体に配布されたが、対応は進んでいない（後述）

# 基本となる五つの考え方

- 1. 取組内容及び実現内容の確認と公開：ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のために必要となる体制確保・整備、ウェブアクセシビリティ方針の公開、試験結果の公開など基本的対応を実施すること**
2. 段階的拡大：各団体としてウェブアクセシビリティの取組を行う対象範囲、実施内容、実現レベル等について、段階的に拡大すること

- 具体例：富山市ウェブアクセシビリティ方針
  1. 適応範囲
    - <http://www.city.toyama.toyama.jp/>配下のウェブコンテンツ
  2. 目標とする等級及び達成期限
    - 目標とする等級 「JISX8341-3:2016」のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠することを目標とする。
    - 達成期限2018年3月31日

# 岡山県庁による試験結果の公開

- 2020年9月に JIS X 8341-3 (2016) 適合レベルAAの適合性評価を、40ページ（試験機関による抽出）に対して実施
- 評価の結果は適合レベルAAに一部準拠
- **繰り返し評価を重ねることで、継続的に改善されていくと期待**

検査対象品目(URL)	適合レベル及び検査結果	
	A	AA
<a href="https://www.pref.okayama.jp/">https://www.pref.okayama.jp/</a>	87 %	85 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/life/1/">https://www.pref.okayama.jp/life/1/</a>	97 %	96 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/life/4/">https://www.pref.okayama.jp/life/4/</a>	97 %	97 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/424307.html">https://www.pref.okayama.jp/page/424307.html</a>	93 %	92 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/257968.html">https://www.pref.okayama.jp/page/257968.html</a>	97 %	97 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/sitemap.html">https://www.pref.okayama.jp/sitemap.html</a>	99 %	99 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html">https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html</a>	94 %	95 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/658082.html">https://www.pref.okayama.jp/page/658082.html</a>	92 %	91 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/648845.html">https://www.pref.okayama.jp/page/648845.html</a>	93 %	93 %
<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/661947.html">https://www.pref.okayama.jp/page/661947.html</a>	95 %	94 %

# 基本となる五つの考え方

3. **継続性**：ウェブアクセシビリティの取組を一過性のこととして終わることなく、継続的な取組として計画し実行すること
4. 基本的対応の徹底：各団体が実行した取組の確認、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を1年に1回実施し、結果を公開すること
5. **利用者との協調**：高齢者・障害者の声がサイト運営に活かされるように具体的な取組を行うこと

- 東京都三鷹市サイトは、各ページで有効性と満足度を収集

あなたが審査員！

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページに関してご意見がありましたらご記入ください。（500文字以内）

- 住所・電話番号などの個人情報は記入しないでください。
- この記入欄からいただいたご意見には回答できません。
- 回答が必要な内容は●[ご意見](#)・[お問い合わせ](#)からお願いします。

送信する

●[集計結果を見る](#)

# 遅れる対応

- **中央省庁サイトも「ガイドライン」への対応が不十分など、問題は山積している**

- 厚生労働省が掲載する正しい手洗い方法の説明が画像PDFで、視覚なしでは理解できない
- 総務省サイトには不要な閲覧支援ツールがある
- 公共機関全体として「ガイドライン」への対応が遅れ、Tokyo2020公式サイトなど悪例が多い（次頁）

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（2020年12月）

- 現在、公的機関の Web サイトについて、障害者など誰もが利用しやすいものとするため、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を作成している。今後、ウェブアクセシビリティに関する国内規格（JIS）の改定等を踏まえ、同ガイドラインを見直すとともに、その普及啓発等に取り組む

# ウェブアクセシビリティに配慮していない悪例

- [Tokyo2020公式サイト](#)をブラウザMS Edgeで開き、「音声で読み上げる」を設定すると、ひどい読み上げが露見する
- 組織委員会は「世界に恥をさらしている」と自覚しているだろうか
  - 2000年シドニーでは、ウェブアクセシビリティ非対応で組織委員会が敗訴した歴史がある
- 掲げる方針は一見立派だが
  - 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、大会の基本コンセプトの一つに「多様性と調和」を挙げています。**本ウェブサイトも、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無などにかかわらず、誰もが情報にアクセスできることを目指し、「ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.1」に対応することを目標として、アクセシビリティの向上に取り組んでいます。**

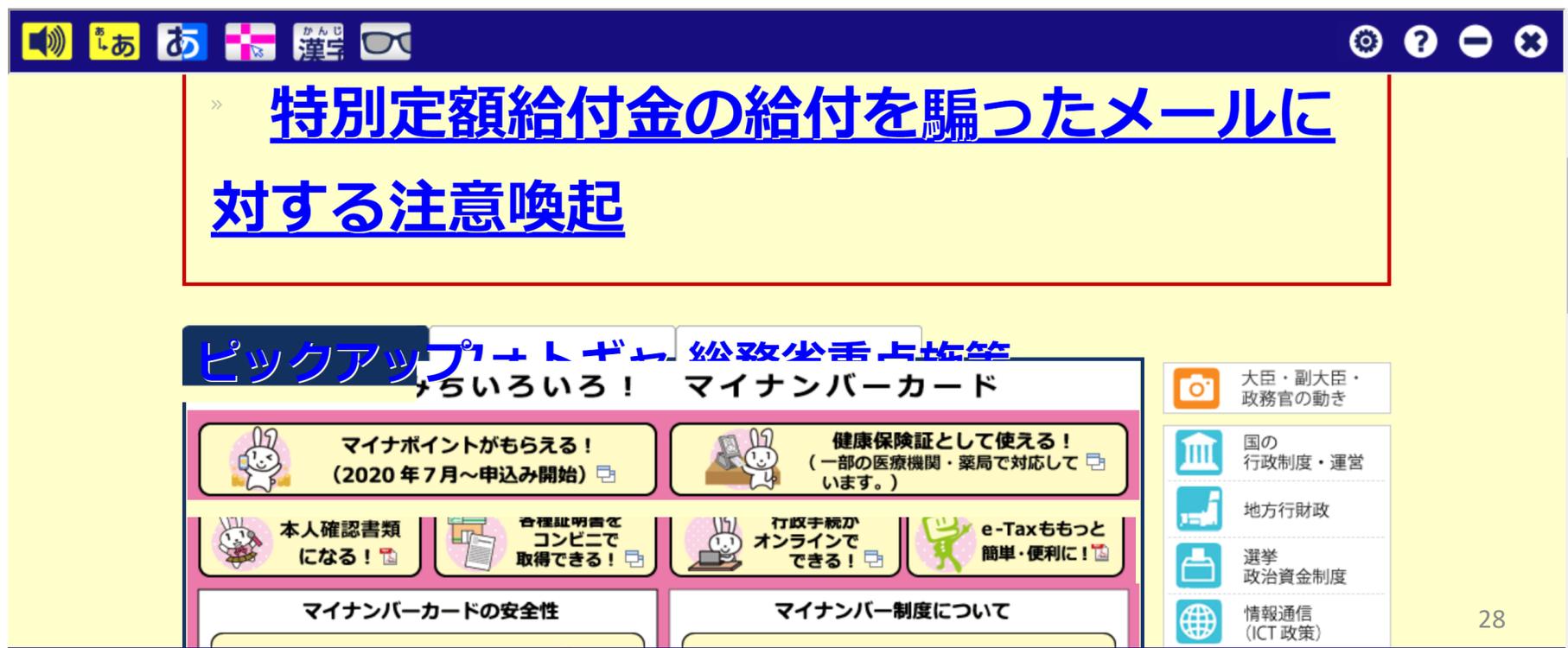
## ここまでのまとめ

- ウェブサイトを利用することで社会生活が営まれ、利用しなければ社会参加できない時代になっている
- しかし、公共機関でさえウェブアクセシビリティへの対応は遅れている
- 総務省は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を作成し、公共サイトにウェブアクセシビリティ対応を求めた
- 中央省庁とすべての地方公共団体に「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は配布されたが、対応は進んでいない
- 公共機関ウェブサイトには早急な改善が求められる

# サイト横断閲覧支援ツール（好事例）

# 総務省サイトの閲覧支援ツール

- 色弱・シニア・読字障害・弱視などに対応する閲覧支援ツールで「シニア」を選ぶと、文字が重なり、一部が切れる

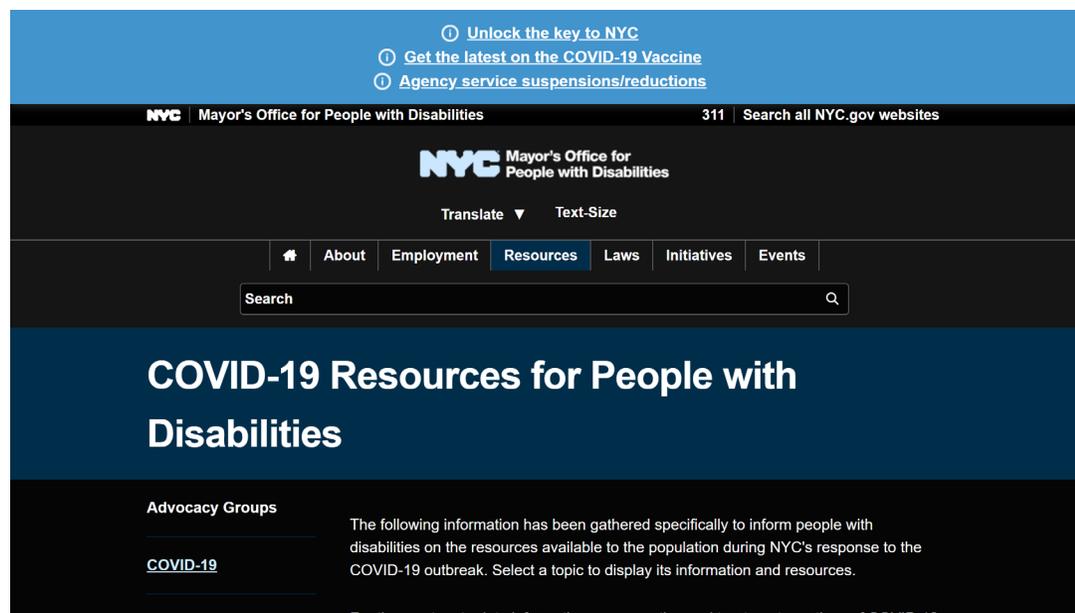


# サイト内閲覧支援ツールから サイト横断閲覧支援ツールへ移行

- Edge、Chrome、Safariなどどのブラウザでも、視覚障害者が利用する音声ブラウザ（JAWS、PC-Talkerなど）でも情報のやり取りができるように、アクセシビリティに対応してサイトを提供するのが、サイト提供者のあるべき姿
- **サイト内閲覧支援ツールは「アクセシビリティ・ウォッシュ」である**
- 一方で、Edge、Chrome、Safariなどを自らのニーズに合わせて設定するのは面倒であり、海外では、サイト横断閲覧支援ツールが普及しつつある
- 欧州連合Public Officeは、サイト横断閲覧支援ツールFACIL'itiの利用例を紹介している ([Proof of Concept of the “Reading disability and document access, a possible approach” project](#))

# (例) FACIL'itiで白内障と設定した場合

- ニューヨーク市感染症特設サイト



- 福岡市役所サイト



- 閲覧支援ツールによって、異なるサイトも、同じように見やすく表示される

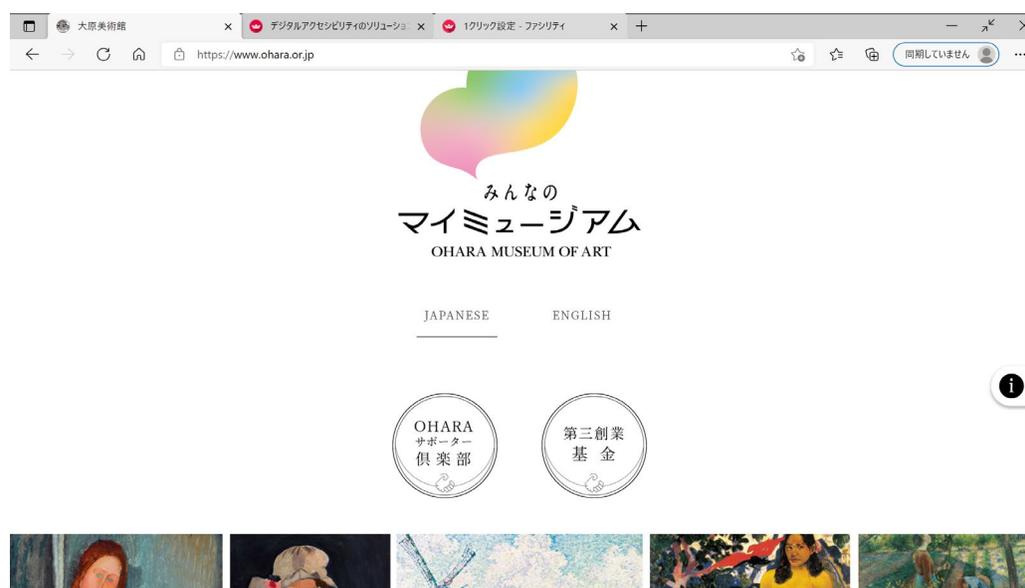
- 備考：FACIL'itiは読字障害（前頁）以外に、色覚異常、白内障、パーキンソン病などにも対応

# FACIL'itiを装備した大原美術館サイト

- 白内障設定の場合



- パーキンソン病設定の場合



# デジタル庁の発足と対応方針（案）

# デジタル庁の基本政策

- 「誰一人取り残さないデジタル社会」を掲げ、下記4基本政策を推進
  1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及
  2. 国民目線のUI・UXの改善と国民向けサービスの実現
  3. 国等の情報システムの統括・監理
  4. その他
- 第2項第1点がアクセシビリティ
  - UI・UX／アクセシビリティ
  - **行政のデジタルサービス共通のデザインシステムの策定等により、一貫した体験や操作性を提供できる環境を整備します。また、アクセシビリティ（年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的・経済的な制約等における格差の是正）に取り組みます。**

# デジタル社会構想会議を組織化

- 成長戦略、国際戦略、人材育成、医療・教育・防災、地域活性化の5チームとともに、「誰一人取り残さないデジタル社会」チームを組織化
- 山田肇は「誰一人取り残さないデジタル社会」チームに参加
- 12月8日に第3回会議を開催し、9日時点では会議資料は非公開
- 新重点計画（案）に今後の方針が掲載されている
- 事前段階での主なポイントは...

# 総論

- 年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況、地理的制約等に関わらず、誰でもデジタルの恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現を目指す。
- このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考による対応が必要であり、まず、政府や地方公共団体等が率先して取り組むことが重要である。

# 五つの基本的考え方

- **利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、きめ細かく提供することが必要**
- 高齢者や障害者にデジタル機器・サービスの利用について支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること
- 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、高齢者のフレイル予防に資するのみならず、子供も含む幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながることに

# 五つの基本的考え方

- **デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを活かした国際競争力の強化にもつながること**
- **デジタル化のメリットのみならず、SNS等を通じた誹謗中傷、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安心・安全なデジタル社会を実現していくこと**

# 具体的取組として

- まず、政府や地方公共団体等が提供するサービスについては最優先で取り組む課題であり、様々な利用者を想定したデザイン思考を導入する。
- このため、デジタル庁にサービスデザインに関する職員の意識改革、専門人材（障害当事者を含む）の活用等によりサービスデザイン体制を確立するとともに、システム調達ガイドラインにおいてもアクセシビリティ確保のための実効性ある措置を講じることが必要である。
- その上で、これらの取組を他の行政機関や地方公共団体等に横展開を図っていくこととする。
- 政府や地方公共団体等におけるウェブサイトやデジタル機器・サービスのアクセシビリティガイドライン等の策定に当たっては、利用者に分かりやすい内容とし、技術の進展に柔軟に対応して見直すとともに、欧米の情報アクセシビリティに関する法規制等の動向も踏まえ、その実効性確保について国際整合性の観点からも検討が必要である。

# 計画は最後に

- 以上のような総合的な取組は、「心ゆたかな暮らし」（Well-being）や「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等を出来る限り可視化することが重要である
- 特に、政府や地方公共団体等の取組については、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、EBPMの考え方に基づき、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある

# 講演のまとめ

- ICTをフルに活用する時代に、提供側がICTを使えない人を生み出すのは「差別」である
- 「誰一人取り残さないデジタル社会」を掲げてデジタル庁が動き出したことは大きな前進である
- 今後、すべての事業者、特にIT系事業者にユーザビリティとアクセシビリティへの対応が求められるようになるので、基礎知識を持つとともに、継続的に取り組む仕組みを内部化するのがよい
- サイト横断閲覧支援ツールFACIL'itiを開発したフランス企業のように、ビジネスチャンスを掴むよう早急に動いていただきたい